

ア女基事二-P-96-5

VAWMW/1996/WP.2

1996年5月

英文資料

国連女性の地位向上部

女性移住労働者に対する暴力に関する専門家会議

フィリピンマニラ・1996年5月27日～31日

移住家事労働者のエンパワーメント 戦略と調整

ダイバ・K・スタシリウス

カナダ オタワ・カールトン大学社会人類学部

(仮訳)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

本書の内容は原稿のまま複製したもので、著者の考えを示しており、必ずしも国連の考えではない。

(作業文書：1996年5月27日-31日に、フィリピン・マニラで開催の女性移住労働者に対する暴力に関する国連専門家グループの会議に備えて作成)

家事労働や娯楽産業・性取引に従事する労働者は、女性移住労働者の中で最も広範に、かつ最も虐待・暴力に傷めつけられやすい、と国際社会で次第に認識されるようになって来ている。これらのふたつの集団はまた、貧困な国から豊かな国へと出稼ぎする女性移住労働者の多数を占めている。アジアの移住労働者の半分以上（1989年では57%）が家事労働者である（カナダーアジア作業グループ 1995: 22）。開発途上国から先進国および新興工業国での家事労働の仕事を求める移住者の数が多いので、現代の家事労働は‘政治的な意味合いのある国際ビジネス’となり、募集や移住のあらゆる段階で利益が吸い上げられている（エンロー、1989: 177；ハイツァーおよびウィー、1995: 98）。この国境を越えるビジネスには雇用者と家事労働者双方の政府、国際通貨基金、さらには訓練機関や募集・就職紹介業者、貸付業者のような仲介者（中には非合法なものもある）を含めて、数多くの投資者が群がっている。

本書の焦点は移住家事労働者やヘルパーの法的、社会的位置の‘特徴’、および虐待から身を守るために移住家事労働者が取るべきいくつかの戦略にある。

カナダは海外の家事労働者に最も高い賃金と最も恩恵的な雇用条件を提供する国の一つと目されることがよくある。国際的に、移住家事労働者に一時的出稼ぎ労働者から移住定住者身分となって、カナダの市民権の取得を認めるプログラムを有する点で独特である。とは云え、このプログラムへの応募の選考が次第に厳しさを増しているので、世界的文脈ではカナダへ合法的に移住する海外からの家事労働者は一握りに減少している。他の国よりカナダで働きたい、これは前に香港、シンガポールあるいは湾岸地方の産油国で家事労働者として、極端な労働条件のもとで働いた経験のある多くのフィリピン人家事労働者²がはっきり表明している（ヴィンセント、1996: A 1）。

カナダでは知られているが、雇い主の家に閉じこめられたり³、肉体的・性的虐待のような奴隸的扱いの事例で記録されているのは、アジアやとりわけ湾岸地方の諸国と比較してまれである。それらの国ではアジア人女性介護者を奴隸扱いにしたり、閉じこめたりあるいは、強姦・暴行の発生率が極めて高いことが記録されている（フィリピン・大統領直轄海外フィ

リビン人保護のための事実調査・政策諮問委員会1995；中東ウォッチ女性の権利プロジェクト1992）⁴。カナダの移住者家事労働計画はそれが家事労働者の世界的取引の文脈における海外家事労働者計画の最善の例である限り、注目せざるを得ない。しかし、カナダの他の女性労働者や移住者のグループが行ったプラス面との比較では、海外からの家事労働者の置かれている抑圧的、法的、社会的身分が‘変則的な’、‘矛盾した’、‘時代錯誤的’であるとして、それに対してかなり批判的な反応が寄せられている（アラトーコック、1989；マックリン、1992：749）。カナダの計画が好意的に見られるのはただ、移住家事労働者が耐えている状況が全般的に抑圧的であるからに過ぎないように思われる。さしあたりカナダの例は、移住家事労働者がジッダ（サウジアラビア）、シンガポール、香港、ローマ、ニューヨークあるいはトロントで雇われていようと、彼女たちに不正義、虐待に傷つけられやすさを生み出す構造的、法的、政策的、イデオロギー的いくつかの問題を明らかにしている。

移住家事労働者の雇用に関わる、ほぼすべての状況には共通するふたつの特徴がある。最初の特徴は雇用者と被雇用者の間に見られる、一般に市民権と結びついた身分と権利の不均衡である。これは固有のものある。移住家事労働のもうひとつの特徴は、家事労働者が仕事場である雇い主の家庭に住むという法的あるいは、事実上の要件に由来する。移住者の家事労働が住み込みで行われる状況がほとんどなので、彼女たちは受け入れ国や雇い主から家庭的である、打ち解けあえるとか、自由な私生活というイデオロギーを押しつけられ、その人権や労働権を享受するのを抑制されてしまう。

本書は3部に分かれる。第1部ではカナダの移住家事・住み込み介護者計画を家事労働者の移住の世界的文脈の中で捉え、その範囲に関するデータを提供する。第2部では送出国や受け入れ国社会における政策、法的規制の枠組みの中で、家事労働者の権利保護に障害となっているものを取り上げる。第3部では移住家事労働者やその支持者が自ら力をつけ、搾取を減らし、移住家事労働者のために単に象徴的な権利ではなく、有意味な権利を与えるために彼女たちが用いる戦略のいくつかを論ずる。

女性の移住という世界的な文脈からみたカナダの海外家事労働者輸入

現行の海外家事労働者の輸入計画は1992年に導入され、住み込み介護者計画（LCP）と呼ばれている。その名称が意味するように、この計画はその雇用が介護という次元にはない労働者（コック、運転手、家政婦）ではなく、むしろ（子ども、老人、身体障害者）の介護者のみの移住を認めている。この計画に取って代わられた移住家事労働者のための計画と比

較して、LCPに基づく適格者選抜のための教育、研修基準は制限が多くなっている（カナダの高校教育と同等の教育修了および6ヶ月間の全日制研修か12ヶ月の経験）。⁵ LCPと従来の外国人家事労働者移住（FDM, 1981-1992）の違いは、以下の点だ。FDMでは入国許可申請人が入国許可の基準として自活と「アップグレーディング」の証拠を提出することを求めていた。LCPは文字通り、LCPへ受け入れる基準と入国許可の基準を同等にしている（例外はカナダ入国から3年以内に2年間住み込みで働くとの証明である）。LCPはまた、FDMが家事労働者への要件としていた雇用主を代える前の離職状の取得を廃止した。⁷ 離職状は行動の自由を束縛する意味あいがあって、FDMのもとでは家事労働者の年期奉公的な雇用主との関係の憎むべき象徴となっていた。署名入りの離職状を入手するまで、虐待的な雇用主であっても家事労働者は辞めたり、雇用主を代えたりできなかったからである。多くの外国籍家事労働者を抱える他の国と同じように、現在、カナダへ移住する家事労働者や乳母は開発途上国の女性労働力の要員の中からやってくる。FDM計画に応募したおよそ8万5千人のうち、97.5%は女性で、78%は明らかに未成年のフィリピン（58%）、カリビア海諸国（5%）、さらに南米あるいはアジアからで、とくにタイとスリランカからの女性である（西海岸家事労働者協会、1994：5）。海外で働く開発途上国からの家事労働者の大多数は家族の生き残りをかけて働く。彼女たちがカナダへ来る動機は他の移住者と同じで、自分自身や家族のために就労の機会や物質的生活水準の上昇を求めている。海外で働く家事労働者やその他の移住労働者はその収入から故国へ送金する。それが家族の収入の大部分を占め、フィリピンやスリランカのような開発途上国の外国為替の主な源となっている。⁸しかし、開発途上国からカナダへ移住を求める海外からの家事労働者の主な契機は、永住許可身分の取得を通じて、将来の物質的生活の向上、先進国での経済的機会や市民権の享受が見込まれるからである。⁹

1980年代初期、海外からの家事労働者の主な供給源としてカリブ海諸国をしのいだフィリピンは、LCPによる介護者の最大供給源でもある（1992年では61%、1995年では75%）。しかし、1992年4月に入りLCPが発効されると、新たな海外からの家事労働者の総数は急激に減少した。こうして1995年にLCPにより入国した人の数は1,866人で、1991年のFDMによるそれ（8,630人）の5分の1に過ぎない。1990年の数字（10,739人）の17%である。カナダの市民権および出入国関連の上級政策助言者によると、およそ2,000件の許可が1996年にはLCPを通して出される模様である（1996年5月2日のリンダ・マクダネル氏とのインタビューから）。LCPによる移住者数の大幅な減少は、第3世界の女性にとっ

て合法的に入国し、カナダに定住し、市民権を得る重要な源が断たれたことを表している。¹⁰ 家事労働者として合法的に働くことがだんだん難しくなることが、その労働者としての身分が資格外である移住労働者の数の増加につながることには疑いがない。例えば、観光ビザや学生ビザで入国して、そのままカナダで非合法で働く労働者がいる。現在、資格外労働者の影の市場が大きくなっているのは、家事労働者の多くが雇用主や国家との関係でさらに不安定で、強制的な、そして不均整な位置に置かれているを示している（マックリン 1992、29-30）。不法滞在の労働者は発覚や強制送還を恐れるので、彼らを虐待する雇用主を訴えることは少ない。

資格外家事労働者数は先進国や新興工業国のいずれでも増加しつつあり、出入国法の傾向ではビジネスやその他のカテゴリーに入る専門職の人の移住を易しくするようになっている。しかし非熟練および半熟練労働者の流入は、以前より制限する傾向がある（森田、サッセン、1995：160）。アメリカでは豊かなアメリカ人家庭の間で、家事労働者として不法滞在の外国人を雇用することが大層広まり、一般に不法滞在が見逃される程になっている（コレリ、1993）。イタリアは伝統的に移民送出国であって、受け入れ国ではない。しかしイタリアの家庭で働く海外からの家事労働者の大部分は、隠れた経済の一部である（バルソッティおよびレッチーニ、1995）。不法滞在のインドネシア人移住労働者数は、合法的な滞在資格のある労働者数をはるかに上回っている。7対1もの比である（カナダーアジア作業グループ、1995：21）。スリランカ人移住者のおよそ60%は公式のチャンネルによらずに移住していく（前掲）。デライラ・マガーフロール・コテンブラシオン事件の後、ラモス政権に指命された最近のガンケイコ事実調査団は中東、アジア、太平洋およびヨーロッパの現地調査を行い、最終報告を提出した。その中であらゆる地域で家事労働者の中に‘極めて多くの資格外海外労働者の存在’していることに触れている（フィリピン・大統領直轄海外フィリピン人保護のための事実調査・政策諮問委員会 1995：166）。とくに驚くべきことは、フィリピン政府が1988年に家事労働者のクウェートでの就労を禁止したにも拘わらず、同地では2万4千人近くが家事労働者として働いていた事実である。その大多数は資格外であった。同様に、シンガポールでは1994年に就労したフィリピン人海外契約労働者（OCW）の95%がフィリピン政府からの労働許可証を有していなかった（アイボン、1995年6月15日：7）。フィリピン、スリランカ、インドネシアなどの国々から来ている海外労働力の半分以上の労働者の不正規な身分は、きわめて重大な問題である。送出国だけでなく、受け入れ国政府も彼女たちに保護の手を差しのべることができないと云う立場を取るのを考え合わせると、分かるこ

とだ（フィリピン・大統領直轄海外フィリピン人保護のための事実調査・政策諮問委員会 1994：266；フォーマン、1994：49）。また、労働力輸入国が往々にして移住者に非合法を勧める、あるいは奨励するような出入国法を持つのを考慮すれば、これは極めて不正なことでもある（カナダーアジア作業グループ、1995：22）。

クウェートは外国人の労働力が同国人のそれを上回る国で、そこでは家事労働者が広い家や人々が慣れ親しんでいる快適な生活様式の維持や管理に不可欠な贅沢品と見なされている。家事労働者の数が家長の相対的な富や身分を象徴となっている（シャー、1995：1017）。シンガポールではフロール・コンテンプラシオン事件が‘シンガポールは外国籍家事労働者なしで生き残れるか’と云うような見出し付きでかなりのメディアの論議を呼んだ。これは住み込み家事労働者の当然とも云える存在を反映している。湾岸地方やアジア・太平洋地方でメイド・家事労働者の継続的輸入を支えてきたのは、雨後の竹の子のように増えた免許のある募集業者、家事労働就職紹介業者であったが、それ以上に免許のない業者が中心で、労働者だけでなく、雇用主からも違法な費用を取り立てることがよく見られた。募集、就職紹介業者から法外な費用を請求されるだけではない。高利の借金や送出国および受け入れ国から請求される費用もあることから、低賃金で働く移住労働者は借金漬けの状況に置かれ、虐待的な雇用状況にはめられ、傷つけられることが多くなって行く。‘移住者が目的国で立ち往生したり、業者に高い料金を支払った後で途中で遺棄されたり、あるいは存在しない仕事に応募させられたり’した例が数多く報告されている（カナダーアジア作業グループ、1995：25）。

潜在的な海外からの家事労働者の供給は、貧困や開発途上という状況、さらには貧しい国々の政府の中には進んで女性労働者を輸出しようとする状況があるので、かなり弾力的だ。家事労働者の海外での処遇に関する否定的な宣伝や、またこれらの社会には移住に対立する強い道徳規範あるいは感情が存在するが、引き留める力とはなっていない（イーレン、1995：268）。送出国の間では競争が高まっているため、家事労働者の海外での賃金、雇用条件がさらに悪化している。こうした中、1991年にはスリランカ政府が家事労働者の最低賃金を月 \$100に設定したが、これはフィリピン人やタイ人家事労働者が受け取る給料より60%低い（カナダーアジア作業グループ、1995：25）。

募集や就職紹介業者のような仲介業者が家事労働者の各国や労働市場への出入りを調整する。彼らが門番として、だれが住み込みの家事労働に適当かそうでないかについて、一部、非人間的な、人種・性差別的なステレオタイプの構成・統合・再生を通して、調整作業にあ

たる（ベイカンおよびスタシウリス、1995）。このようなステレオタイプ化は移住労働者が商品化される傾向に拍車をかける。¹¹

シンガポールではコンテンツ・ラシオンさんの処刑後フィリピンからの家事労働者の移住が禁止されて以来、雇用機関は現在、「フィリピン規格のインドネシア、スリランカ人家事労働者」と広告する。これらの仲介業者はさまざまな国からの移住の流入・中断の元締めである。移住女性のあるグループを別のグループと張り合わせたりすることも少なくない。¹²

仲介業者はまた、家事労働者政策について政府に対する大きなロビーグループを形成し、それにより移住家事労働者の権利をめぐる利害の決定に関わっている。

外国籍家事労働者を取り締まる規制要綱

法的な文脈や移住家事労働者の権利については、労働力輸出国および輸入国双方の政府により定義、規制されている。移住労働者の保護のために国際条約が存在するが、それらが効果的に実施、発効されない現状では、移住労働者の状況や福祉に対して実質的な影響を与えるに至っていない（ナンダ、1993；フォーマン、1994）。確かにこれまでに、3ヶ国しか「すべての移住労働者・その家族成員の権利保護のための国際条約」を批准していない。この条約は1990年に国連総会で採択されて以来、言及されることが少ないので、グラチアーノ・バティステラ（1994）がそれを「国連の最もよく保たれている秘密」と呼んでいる程である。カナダはこの条約を批准していない。「移住労働者」の定義がカナダの状況と関係がないという理由からである。移住労働者の基本的人権を擁護する条約を批准しない、カナダの公式の理由は、有給家事労働の不透明性や移住家事労働者（だけでなく、その他の農業季節労働者のような出稼ぎ契約労働者の傷めつけられやすいグループ）の苦境に輪をかけるている。理由については以下で吟味するが、海外からの家事労働者の状況や権利を形づくるのに最大の影響力となったのは、その労働力輸出国政府の政策や法律であった。

労働力輸出国の制限および保護政策

労働力輸出国の主眼は、労働力輸出市場の確保とその維持に置かれてきている。送出国は労働力輸出貿易の規制の面では、政府の関与の度合いや海外で働く自国民の状況を監視、また海外の自市民を保護するために取る手段において異なる。例えば、イーレン（1995：268）はバングラデシュ、インド、パキスタン、フィリピンを含む他の労働力輸出国政府と対照的に、スリランカ政府が海外で働く女性の移住に何の規制手段も講じていないことを指摘

している。ハイザーとウィーの報告（1995：100）によるとインドネシアでは、1986年に人的資源省がサウジアラビアにおける家事労働者の募集業者による搾取に対応して、それらの業者に対する厳しい抑制策を導入した。送出国による抑制策には適切な資源による支援が滅多にないことや、受け入れ国内でそれが無視されるのを考え合わせると、このような労働力輸出国による手段は、外交的なポーズになることがよく見られる（フォーマン、1994：61）。

国の労働力の輸出を規制するために設けられた最も広範な政府の官僚機関は、フィリピンに見られる。フィリピンの労働法典によると、海外で働く契約労働者（O C W）の管轄は労働雇用省（D O L E）、その附属機関やフィリピン海外雇用庁（P O E A）にあり、1993年以来は海外労働者福祉管理部（O W W A）に委ねられている。これらの庁や外務省（D F A）がフィリピン人海外労働者の保護の任務を負い、主として労働アタッシェの仕事を通じてフィリピン大使館、あるいは領事館が任務の遂行にあたっている。O W W A の提供するサービスタイプには、出国前のセミナーや出国者への対象国や仕事に関するマニュアルの交付¹⁴、無料法律扶助・相談、本国送還援助¹⁵、保険担保、帰国O C W 対象心理カウンセリング、零細企業向け貸付¹⁶が含まれる。目的国ではO W W A が福祉センター¹⁷およびその主な役割が雇用主からの避難先を求めており、「逃亡」移住労働者の収容たるフィリピン人労働者開発センター（F W D C）を運営している。

17ヶ国で最近実施されたO C W の状況をめぐる調査の中で、ガンケイコ委員会は虐待され、搾取されているO C Wに対してフィリピン政府が現場援助を通して提供する保護内容には限りがあり、不十分であることを明らかにした。この委員会が主として目を向けたのは、O C W からの高まる援助要求に応えるフィリピンの外交ポストのスタッフの不十分さ、資源の不足であり、フィリピンの労働者の権利、安全、福祉の保護ための活動に際して、いくつかのポストにより設けられる優先順位が相対的に欠落している点であった（フィリピン・大統領直轄海外フィリピン人保護のための事実調査・政策諮問委員会 1995：267）。

労働力輸出国政府が自国の移住労働者を保護できないもう一つの根本的問題は、受け入れ国社会の労働法、刑法、その他の法律が送出国のそれらを台無しにする傾向にある。例えば、P O E A はフィリピン人契約労働者にできる限り雇用の好条件を確保し、それらの条件に適合するのを保証しなければならないにも拘わらず（フォーマン、1994：40）、サウジアラビアにおけるこれらの規制の実施は、労働者保護に関する法律が実際にはないので不可能である。また家事労働者を対象とする法律もないこともその一因となっている。湾岸地方における家事労働者の権利の不在については、先のガンケイコ委員会も指摘している。すなわち、同委

員会は雇用契約で家事労働者は単に「奴隸」を意味する「イーダマ」と分類されていることを指摘した（フィリピン・大統領直轄海外フィリピン人保護のための事実調査・政策諮問委員会 1995：268）。受け入れ国の法体系に従うことは、サウジアラビアで働く女性移住労働者をとくに苦しめる。理由はいくつかある。イスラム宗教への違反と関連して（公開処刑を含めて）刑罰が厳しい、サウジアラビア刑法体系が（当事者主義というよりむしろ）宗教裁判的である、サウジアラビア人をえこひいきする、女性の享受する権利が比較的弱い、などである。

労働力輸出国が女性移住労働者保護のために試みたふたつの方法は、労働者の就労の完全な禁止および受け入れ国との2国間（あるいは多国間）協定であった。1988年、フィリピン政府は海外での家事労働者の一時就労禁止を実施した。2ヶ月しないうちにこの禁止は香港とカナダでは解除になった（フォーマン、1994：48、60）。1991年11月、イスラムバードのフィリピン大使館はパキスタンや厳格にイスラム的な国での家事労働者の就労を禁止した（前掲：58）。禁止対象の国へ自国民が移住してそこで働くのを思いとどまらせることにはこの禁止が役に立たなかったが、それについてはガンゲイコ委員会で触れている。1988年以来実施されている禁止にも拘わらず、クウェートで働く何千にもものフィリピン人家事労働者の存在は、不法募集業者のインチキの所為である（フィリピン・大統領直轄海外フィリピン人保護のための事実調査・政策諮問委員会 1995：268）。それでも、この委員会は即刻、段階的に中東における女性家事労働者を削減して行くよう勧告した。この中東地域には当然、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、オマーンおよびカタールが入っている。興味深いことに、この委員会はこれとは別に、世界の他のどの国においても家事労働者として働く女性の就労を向こう5年間で段階的に廃止する、すなわち2000年までには女性が家事労働者として海外で就労するのをなくす計画も提言している（前掲77）。

労働力輸出国とその輸入国間の2国間協定が契約労働の移住の規制、統制のために時折、締結される。このような国家間の協定では両国間にすでに経済的・外向的な結びつきがあり、それを強化したいという場合が多い。例えば、カナダは1955年にジャマイカおよびバーバドスとの間でカリブ海地域家事労働計画をめぐって協議し、同地域から人数に制限を設けて家事労働者を輸入することにした。この協定が締結されたのはカナダの財政資金がカリブ海地域にかなり投入された時期であり、そのためカリブ海地域政府への善意のしるしと見られたのであった。当時、カナダへ有色人が移住するにはわずかな選択肢しかなかった（カリステ、1991）。

フィリピン政府は1988年までにカタール、ヨルダン、およびイラクと2国間協定を結び、日本との協定書にも調印した（フォーマン、1994：56）。しかしながら、これらの協定は移住労働者を虐待や搾取から守るのに役立たなかった。最初に問題だったのは、協定の諸条件に適合しているか、とくに協定された雇用契約、賃金および雇用基準に適合しているか、その監視機構が不在だったことが挙げられる（前掲、55-56）。次に問題だったのは、協定の当事者である2国間に見られた構造的な不平等であった。労働力輸出国が海外で働く自国民からの送金に依存する度合いが強まるにつれて、自国民に対する不当な扱いに政府が抗議したがらないことになり、その傾向は労働力輸出国が輸入国に別の形で投資、貿易および援助の結びつきに依存している場合があるので、より強まることになる（前掲：56）。移住家事労働者の諸条件を決定するには、受け入れ国政府の影響が大きい。主権国家は‘広範な入国拒否権限を有するとの前提があり、移住労働者やその家族成員の入国基準を決定する権限にいかなる制限も受け入れない傾向があるので、さらにこのような影響が強くなる’（すべての移住労働者・その家族成員の権利保護国際条約第7条；ナンダ参照、1993：175）。

受け入れ国の規制策および保護策

労働力輸出国が海外で働く自国民の国内法適用外の保護を与えるためには国際的な合法性、権限および資源がないので、移住家事労働者対象の諸条件、保護策を優先的に決定するのは労働力輸入国の法律であり、政策、慣習である。海外家事労働を管轄する特定の法的規制や条件は国によって異なる。そうは云っても、明らかなのは家事労働者が他の範疇の労働者、移住者に関するものより大きな、さらに例外的な規制水準に置かれているという全体的なパターンの存在である。¹⁸

ほとんどすべての労働力輸出国で驚くのは、雇用基準やその他の労働、社会保障、および人権立法の保護規定から家事労働者を免除している、その度合である。この除外は民間分野、家族および個人的な関係への政府の不干渉を強調するイデオロギーによって正当化されることが多い。一般には、家事労働者は‘家族の一員’だと云う形態を取っている。サウジアラビアの入国管理法によると、男性雇用主は後見人の法的身分を持ち、保護の名の下に、契約の権利を拒否し、虐待的な制限を加えることができる（フィリピン・大統領直轄海外フィリピン人保護のための事実調査・政策諮問委員会 1995：41）。カナダの関係者は家族イデオロギーを評価の基準として、家事労働者の条件に国家規制を加える指示命令が出されるのを妨げようとした。これら指示命令が傷つけられやすい家事労働者の利益になるからで

あった。¹⁹

カナダは連邦制政府であり、海外家事労働者を囲む網は連邦LCPが依拠する規則と、州の家事労働者向け雇用基準と取り締まり規則の入り組んだ組織となっている。権利の享受の妨げとなっている多くの法的な、官僚的な、実際的な障害を取り除く作業の中でカナダの家事労働者やその仲間が気づいたのは、ひとつの制限をなくすことが往々にして、当局に代わりの他の制限を設ける、あるいは考え出すきっかけになることであった。

家事労働者政策改革がやっかいな性格である主な理由は、海外からの家事労働者の政策に複雑に手を広げている入国管理法の性格である。²⁰ 幾人かの学者は指摘しているが、FDMや以前の家事労働者政策には法的内容のなさ、あいまいさがあった。これは見直しされた一連の政策決定にもあり、無数のささいな規則が海外からの家事労働者の監視、統制のために適用された（ジャックマン、n.d.；デンザーも参照、1991：245；マックリン、1992：740）。FDMの衝撃はかなり強圧的で外国籍家事労働者の行動を罰するもであったが、FDM計画の規定や取り締まり規則は、出入国管理法や出入国取り締まり規則の一部というより出入国案内の一冊を構成するものであるために、法的な権限はなかった。²¹

現行の住み込み介護者計画（LCP）が一部変更になり、法的地位が変わった。それにより、いまでは政策で設けられたというより、取り締まり計画という性格になっている。²²

バーバラ・ジャックソンは出入国問題を扱う弁護士で、その主張によるとLCPの新しい取り締まり規則としての地位が入管職員や法廷の前で、法的権利を主張できる、より確固とした法的な根拠を与える限りでは海外からの家事労働者にプラスになるかも知れない。²³

さらに、すでにLCPに受け入れの決まっている女性の入国許可過程は、少なくとも行政面では簡便になるだろう。入国許可が現在では“規則に従っている”からである。入国許可がカナダの外で下ろされる、と明記している入国管理法の要件からケースバイケースで除外することではなくなった。²⁴

その新しい取り締まり規則としての地位やその他の変更にも拘らず、LCPは従来からの移住家事労働政策の持つ基本的なふたつの特徴は保持している。それが他のすべての移民計画と比較して、その変則的な性格を規定している。まず、ビザの臨時の性格、別な云い方をすれば海外からの家事労働者に対する永住資格の否定である。FDMのように、家事労働者は技術的に存在しない訪問移住者の範疇に入るからだ（マックリン、1992：697）。²⁵

次に、LCPは通いの介護者に不足はない、労働市場ニーズは住み込み介護に対してのみ存在するという実体のない仮定に立っているので、その計画の義務的な特徴は雇用主の家庭

で生き続けている。家事労働者計画において女性移住者の孤立、ディスエンパワーメントや搾取の犠牲者にされやすい、その最大の責任は、この計画のもつこのようなふたつの特徴が負うべきである。

FDMあるいはLCPに基づく労働者とカナダ人雇用者との契約は、ふたりの当事者間の不平等な権利を明らかにする。FDMにより一時雇用許可を受ける条件として、家事労働者および彼女の雇用者は、彼女の賃金、労働、生活条件を規定するカナダ雇用・移民が保証する家事労働者・雇用主協定書に調印する。²⁶ 協定書は雇用者、被雇用者の双方が調印し、被雇用者たる女性家事労働者は概述された諸条件の受け入れに同意したのに対し、雇用主は情報が正確であることを証明するだけの陳述書に署名している（ブレティおよびデービッドソン、1992：30）。

家事労働者協会（WCDWA）のニュースレターの1987年のある記事の中で明らかにされたように、もし雇用者が雇用契約の条件に従うのを拒否したとしても、彼女（被雇用主）には雇用主を変えさせるためにできることは何もない。カナダ雇用・移民は苦情の調査をしないし、雇用者に行動を改めさせることもしない。契約は雇用主を拘束しないのである。出入国管理省は雇用契約がまじめな文書でも家事労働者に間違いがあった場合にのみ行動すると主張する。²⁸

契約条件を守らない雇用主は以後家事労働者が欲しい場合でも拒否されることを明記した協定書の条項が発効したとの記録はない（マックリン、1992：723、fn. 192）。契約・協定書の発効性が法廷で問われたことがないので、家事労働者協会では家事労働者が協定をひとつの契約として扱うよう勧告している。雇用主自身、協定がひとつの契約にあたるどうか知らないので、それが契約ではないと、云わないようすることである。代わりにそれが法的に拘束される契約である旨を彼ら伝えることだ。²⁹ カナダ市民権・移民は現在、雇用主や家事労働者にLCPに関して流布させている情報の中で行った契約について明白にまとめている。どちらかと云うとそれが雇用主にカナダ市民権・移民はこの契約の一当事者ではなく、その施行に責任を負わないという事実に注意を促すことになった。³⁰ 中立を装って連邦政府は雇用主と家事労働者の間にある不公平な関係を補強している。²⁴

協定を施行して雇用主に対する苦情調査を行うに至らないのは、政府の規制、監視や施行からほとんど完全に雇用主が免れていることを浮き彫りにする、家事労働者政策の一側面に過ぎない（INTERC EDE、n.d.）。家事労働者を保護する最低基準の実施は、家事労働者が雇用基準に責任を有する州当局に苦情を申し立てるかどうかにかかっている。ある法

学者が述べているように、個別に苦情を申し立てるメカニズムは、家事労働者の雇用権を守らせるのに絶対に効果的ではない（ファッジ、近刊予定）。家事労働者権利擁護組織であるINTERCEDEが報告している、新しく到着した若い家事労働者を強姦し…それから新しい家事労働者を雇った雇用主を含めて、入管局が虐待する雇用主を制裁することがない事例は、LCPのあまりの不正義を際立たせる（前掲）。しかし、出入国案内では入国担当官に重大な理由で、例えば子どもの虐待、窃盗や甚だしい怠慢などで解雇された家事労働者は調査するよう、はっきりと指示している。

雇用主－外国籍労働者協定を一方的に守らせることは、家事労働者が雇用契約違反を入管あるいは州当局に通報することを控える傾向に拍車をかける。このような悪しき傾向は、復讐して強制退去させるぞ、といつでも雇用主から恫喝されかねないと云う恐怖から来ている。LCPに沿って働く女性は、雇用主の住居に住むという、この計画の要件のために雇用主の命令にますます従わざるを得なくなっている。住み込み労働者は雇用の継続や永住許可を狙うためだけでなく、住まいの面でも雇用主の善意に依存している（マックリン、1992：685）。トロントではINTERCEDEが行って研究により、家事労働者が予告なしに解雇されるのが珍しいことではないことが分かった。実際、幾人かの家事労働者は夜あるいは真冬に町に放り出された経験を語った（ファッジより引用、近刊予定）。雇用主がその家事労働者を締め出し、住居にも私物にも近づかせない状況は、西海岸家事労働者協会のメンバーがかなり共通に体験している。この協会はこの種の虐待に遭った家事労働者の救済のために行動するDERT（家事労働者緊急応答チーム）を結成した。

強制的な住み込みと云う条件は、外国籍家事労働者の長時間、過度、無報酬労働をその労働条件の標準的特徴とつながっている。住み込みだと労働者がプライベートな空間と公の職場との間に一線を画すことができないが、雇用主が何が本当の仕事なのか認識する場合にも同じようにあいまいさが広がる傾向がある。その上、州の労働立法が時間外労働を取り締まるためのものであった場合でさえ、1984年以降のオンタリオ州のようにそれを守るのが難しいことが証明されている。すなわち、家事労働者が雇用主の家に住み、非番の時間中もそこにいて、時間外の仕事をするのに利用されうる状態では、法の実施は困難である（アラット・コックおよびビラシン、1990：5）。過労および長時間労働は、とくに大多数が時間外労働の何の補償ももらっていないので、外国籍家事労働者にとっては大きな懸念の種となっている。

法的な戦略やその他のエンパワーメントのスタイル

海外の家事労働者の取り扱いに疑義を差し挟む判例法は徹底していない。階級、人種や性差別に満ちた政策を執行する敵対的な官僚制の人を貶める、見た目にも恣意的なやり方に直面して、多少の正義でも、それを求める個々の女性が訴訟を利用して闘っている。多くの事例に夫婦や家族関係の不実記載問題が絡んでいる。夫婦の身分関係や家族の義務についての不実記載問題の出現は、1950年代、1960年代のカリブ海地域家事労働計画、それに1973年の臨時雇用許可計画の遺産である。そこでは海外からの家事労働者が既婚女性、内縁関係および・あるいは扶養の子どもを抱えている女性ははっきりと資格なしとする計画に申し込んでいた（ティモル、1989：57-58）。FDMも申請者が結婚の身分や家族の係わり合いを明らかにする必要を認めなかった。申請者のところに先々来るかもしれない、カナダの外に住む扶養家族がいても、申請人が自立できる将来の能力があると見たのである（マックリン、1992：734）。

ロッジ対M. M. L (1979) 1 F. C. 775において、控訴院は従来は永住許可移民として入国を認められていた7人のジャマイカ人母親の国外退去を抑える管轄権が控訴院にはないと裁決した。他方、差別待遇に対する彼女たちの苦情については新たに設立されたカナ大人権委員会では未決であった。強制退去の理由は彼女たちが自分の婚姻身分や家族との係わり合いについてカナダへの入国申請時に虚偽の記述をしたということであった。これは後で配偶者や子どもの保証人になることを求めた際に明らかになった事実であった。訴訟では勝訴にならなかってけれども、このジャマイカの女性たちは最終的には大臣の許可という条項によりカナダへの再入国や永住許可を勝ち取った。本件は海外からの家事労働者に対するカナダ政府の人種差別、性差別的な政策を訴える大きなキャンペーンをまとめるきっかけとなり、さらに家事労働者擁護協会や黒人社会、反人種差別組織の支援を集めることとなった。³²

家事労働者が権利として得てきたいはずもわずかなものである。それについて云えば、婚姻や家族についての不実記載に関する正式-法的な権利の享受とは対照的に、実際は家事労働者協会による粘り強いロビー活動や圧力の産物としてのみ、得られたものである。したがって家事労働者擁護協会WCDWAは1989年10月、次のように報告している。不実記載に関する扱いでは、バンクーバーとトロント入管で扱い方が異なっている。バンクーバーでは家事労働者は入管の調査を受け、カナダを出るように命令された。他方、トロントでは結婚の身分を偽った記載した家事労働者に本当の身分を明らかにして入管に手紙を書くことを認めた。トロント入管の方針変更は家事労働者擁護グループと入管の間の会合の結果と云われて

いる。WCDWA代表とバンクーバー入管当局との話し合いの後、そこで不実記載の扱い方はトロント入管と同じになり、海外からの家事労働者による婚姻や家族の身分関係の不実記載が永住許可の申請の時だけ、関連のあることとなった。

不実記載に対して新しい政策が実施されたが、その不規則な過程から特殊的には海外からの家事労働者に対する政策が、全般的には入管政策をめぐるふたつの本質的な局面が明らかになる。まず、入管政策では個々の入管職員、担当官の側に十分な自由裁量の余地が認められている。これによって多くの恣意的、偏った判断に道が開かれ、それが本当の、望ましい独立した移住者、すなわち、男性ではなく、好ましくは白人で金持ちの移住者と定義されない希望者には制度的に不利に働くことになる。次に、出入国管理法は法律および法律によらない規則や行政慣行からなっており、デボラ・チーニーが説明しているように、それ自体読むことのできる、確固たる実体と云うより混乱や迷いを与える方便的な表現が並んでいる（チーニー、1993：24）。外国籍家事労働者政策が行政の規約からなるその場しのぎのパッチワークとして存在する事情を考えると、カナダと海外の双方でそれを執行するよう云われる移民担当官が政策の一貫した理解を持つとは考えられない。

法曹界にある人々を含めて家事労働者の擁護者の主な役割は、政策の変更をよく掘んで、それを家事労働者に伝えることにある。ただし、海外からの家事労働者をめぐる政策は絶えず変わる政策であるために、この活動は困難を伴っている。³⁴ どの特定の時間においても、家事労働者の擁護者でさえ連邦の出入国規約の状態について不確かであり³⁵、擁護者自身が不公平で、差別的と見なしている法的な、また法によらない規則の境界内にとどまるよう家事労働者に勧めなければならないことに気がつく。

連邦出入国管理法が手におえない点を考えて、その権利の向上を求める家事労働者やその擁護者の創造的エネルギーと思考の中には、州の雇用基準の改革に集中しているのもある。住み込み家事労働者の独特的な状況に敏感な、組織化および表現の新しいモデルが提案されている。例えば労働関係法では、一人で働く従業員の場合、組織化や交渉はできない。二人以上の従業員がいないと、団体交渉は行えないからである。移住介護者の住み込みの状況からも、協議、斡旋、和解手続きが徹底した後で協定を結ぶために、雇用者、被雇用者双方が経済制裁（ストライキやロックアウト）に訴えるのを現実的には許されない（ファッジ、近刊予定）。³⁶

家事労働者組織は熱心に働きかけ、州政府、労働運動およびその他の協力者に、団体交渉権をただ法的に認知して、その行使を容易にする手段を追加しなければ、雇用者と家事労働

者の間に存在する不平等に実質的に焦点をあてたことにならない、と説き続けた（前掲）。連合が樹立され、その中の組織・オンタリオ労働法改革を目指す女たちは、1991年に家事労働者グループとフェミニスト、子ども養護、移住者権利および家事労働者の組織がいっしょになったもので、労働改革の点で目標が一致していた。彼女たちが目指す労働改革は、労働市場の底辺にいる女性やその他の人々が団体交渉を行えるようにすることであった（前掲）。家事労働者に対する団体交渉の制限を取り組むためにINTERC EDEやWCDWAのような組織が、雇用者の中央登記所のような改革案や、より広範な基盤を有する団体交渉を強く求めた。前者の改革のモデルでは、雇用主の登録が義務となるので、雇用の最低基準に関して雇用主に責任を持たせることになる。さらにこの中央登記所は家事労働者にそれに利用の仕組みを提供し、彼らにその権利を教え、雇用主と争う際には彼らの代理となることもできよう（前掲）。このモデルの有効性は、登録しない、あるいは基準を守らない場合に制裁を加えることに、またこのような制裁を実施するに足る資源や権限を十分に与えられた、このような登記所を管轄する機関に依拠している。

家事労働者がその雇用条件のコントロールを主張するためのもうひとつの先取的な試みは、モントリオールにある家事労働者権利擁護協会による就職紹介機関の設立であった。この試みは雇用主が家事労働者に保護手段を与える契約に調印することを意味する。これは家事労働者の側からも雇用主の側からもかなりの関心を呼び、ケベックで働く家事労働者の間でその権利の教育を進める上で大きな刺激となった（エルビア、近刊予定）。ケベックではさらに、長年に渡る熱心な働きかけや雇用主やケベック州政府からの強い抵抗に直面した後、1992年現在、ケベック州政府が執行する標準契約がある。この契約の特徴は雇用主の家に住む労働者が直面する問題をとくに取り上げていることである。これには家事労働者に提供される宿泊設備について特記していたことも含まれている。例えば、適切な、暖冷房付きのプライベートな部屋といった具合である。部屋のドアには錠やかんぬきをつけなければならないという事実、また雇用者が被雇用者に家の鍵を渡すのが義務となっていることが挙げられる。

バンクーバーでは最近、WCDWAがブリティッシュ・コロンビア雇用基準法検討の行き届いた、完全な大意をまとめている。勧告の中ではとりわけ、労働、働いた時間の定義にとくに注意を払っている。待ち時間、拘束外時間（仕事につくのを待つ時間）、呼ばれればいつでも動ける時間、睡眠の中断を考慮に入れるためである。これらは他の労働者の仕事と仕事ではないものとの間のはっきりした区別のない住み込み労働者の状況と共通してい

ある。

かくして家事労働者グループによる完全に効果的な組織化を通して、また進歩的な弁護士やその他の支持者の助力を得て、創造的なモデルが作られつつあり、そのためのロビー活動が展開されている。そこでは住み込み家事労働者のように最も傷めつけられやすい労働者を陥れる構造を抑制する、その必要性や複雑な関係に焦点を置かれている。海外からの家事労働者の権利の独自な制限と、彼女たちの不安定な移民の身分や個人の家庭が労働場面であること、これらを併せて考えると法を改正して現行の法的な保護から除外されている点を正し、有料家事労働や移住家事労働者の独特の状況に対応することが必至であることが分かってくる。これは改革のいくつかの分野で重要である。例えば組織化、家事労働者とエレベータ操作係、あるいは縫製内職者との比較、時には虐待された女性たちの運動に目を向けなければならない。これはまた、雇用者の慣習の実施および規制の効果的な手段を開発することも意味する。連邦レベルでも州レベルでも空白となっている領域である。

家事労働者の組織化に際して大きな政治的な発展は、カナダにおける家事労働者の権利キャンペーンと世界中の家事労働者やその他の労働者に対する暴力や虐待への反対キャンペーンを結び付けたことである。例を挙げると、1995年3月、フィリピン人家事労働者フロール・コンテンプレーションさんがシンガポールで死刑に処せられた。その死は世界中のフィリピン人の間に大きな反響を巻き起こし、カナダのいくつかの都市だけでなく、他の国々でも彼女のために正義を求めて提携しあう運動に火をつけた。開発途上国からの女性家事労働に対する国境を越えた搾取の現実に対して、次第に移住女性労働者の搾取に反対する国際的運動が行われている。例えば、トロントに拠点を置く移住労働者の権利擁護連合は、フィリピン移住労働者の国際的連合であるMIGRANTEのメンバーとなっている。この運動の世界的な広がりのおかげで、海外からの家事労働者に対するカナダの政策に鋭い批判がなされている。カナダの政策は他の労働力輸入国に見られる政策と種類において、というより、程度の面で異なるに過ぎない。上記の連合のような組織内の新たな焦点は、その結果が国内外の家事労働者やその他の移住労働者に影響する政策改革の擁護をつなぐ参加型の研究である。最近の家事労働者の組織は移住労働者の直接的なニーズや問題を引き続き取り上げる一方で、自分たちのキャンペーンを世界の努力と結び付けて移住、貧困および失業の根にある原因にも取り組んでいる（ベラスコ、近刊予定）。

参考文献

原注

- 1 本書は「肌色、仕事および市民権から見た女たち：トロントにおけるフィリピンおよび西インド家事労働者と登録看護婦」というタイトルで現在進行中の研究のための調査に基づく（ベイカンおよびスタシウリス，1994，1995，1996b，近刊）。長期に渡る共同研究者であるアビゲイル・ベイカン教授には負うところが大きい。また、プラ・ベラスコさんにも感謝したい。彼女には私どもが1995年6月に行ったフィリピンおよび香港への研究旅行の際に助けて頂いた。また、ファイルや文書の閲覧を認めてくれたINTERCEDE、家事労働者の権利擁護協会および西海岸家事労働者協会にお礼申し上げる。本書の調査は社会科学・人文科学研究協議会の支援を受けた。
- 2 1980年代後半以降、フィリピンはカナダの住み込み介護者計画に応募した人が断然多かった。カナダにおける海外家事労働者供給国の変化の理由の分析については、ベイカンおよびスタシウリス・1995参照。
- 3 オンタリオ州ロンドンからの報告事例では、家事労働者が雇用主の家に3年間閉じこめられ、外部との接触を全く断たれ、電話、新聞あるいはテレビさえ利用できなかった。ロンドンのもう一例では、アフリカの女性が昼は雇用主の家で、夜は七面鳥飼養場で働くされ、賃金は雇用主にピンパネされていた（グローブとメール，1995年8月6日）。“奴隸扱いの家事労働者”グローブとメール、1992年8月6日，A6も参照。
- 4 誰に聞いてもサウジアラビア王国は海外で働くフィリピン人契約労働者にとって最大の危険国のように思われる。ガンケイコ委員会はサウジアラビアでは“家事労働者の生活は雇用主の囚人と変わらない”と報告している。サウジアラビアの出入国管理法によると、男性の雇用主は彼女の後見人の役割をする。彼女たちは休息日あるいは電話の利用ができず、毎日14時間労働を強制され、長期間給料を貰えず、他の家の仕事をさせられ、面会は本当に幸運なら親族に限って許される。フィリピン人家事労働者の雇用者の多くは、家事労働者を事実上、動産と見なすベドウイン族で、彼らは家事労働者と奴隸と同じように見ている。やむを得ない理由から雇用主の家を出る、あるいは逃げだし、政府機関に苦情を申し立てても、虐待や不当な扱いの犠牲者としてではなく、出入国の問題として忌避される。ガンケイコ委員会ではOWWAセンターに賃金未払い、不当な扱いあるいは性的嫌がらせを訴える家事労働者で溢れていることを掘んだ（フィリピン・大統領直轄海外フィリピン人保護事実調査・政策諮問委員会1995：41-42；アイボン，1995：6も参照）。

5 外国籍家事労働者に対する入国基準のアップグレーディングの理由として出入国管理省が挙げたのは、ひとつに子どもの世話の質を上げる必要があること、ふたつには永住資格を得た家事労働者の労働市場への参入を容易にするためである。1993年6月、出入国管理省は新しい研修基準の撤回の求める圧力に押され、代わりに申請者が12ヶ月の経験があれば1992年4月に公表された6ヶ月の研修の代わりにすることに同意した。しかし、経験の基準がまだ、かなり狭い定義となっているので、申請者は申請から3年間の経験をしていなければならず、少なくとも同一の雇用者のところで6ヶ月間の経験がなければならぬ（リンダ・マクダガル上級政策助言者とのインタビューから、市民権と出入国、1996年5月2日）。

6 その他の入国許可条件には以下が含まれる。申請者の教育あるいは研修資格について間違った記載のこと、申請者および扶養者の入国申請資格に反する法的根拠、例えば犯罪者、安全、健康および自活などの面で問題のないこと。入国管理官への入国申請。ジャックマン（n. d. : 4）参照。ケベック州では政府が同州でフランス語の地位の維持を重視している関係から、フランス語の能力が永住許可の要件として付け加えられている（他州のようにフランス語あるいは英語というのではない）。このため、最大の供給源であるフィリピンからの家事労働者の入国が困難になっている。1993年8月11日のモントリオール家政労働者協会の前理事であるミリアム・エルバーさんとの面談から。

7 しかしながら離国する被雇用者の雇用者は“雇用記録”（R.O.E）を出し、被雇用者が働いた週数と給料の明細を記入することが義務づけられている。

8 1974年以来、フィリピン労働法典の制定を受けてフィリピン政府は、慢性的な失業と支払い問題の緩和の手段として海外の雇用を熱心に追求してきている（エイシス、1992：71－72）。フィリピン政府は1994年の公式な送金総額27億ドルを記録した。非公式の送金ルートを含めると、フィリピン人は毎年、60～70億ドルを送金すると見積もられている（アイボン、1995年5月15日：3）。スリランカでは1980年代初頭、海外で働く移住労働者からの送金が同国の外国為替の源として、紅茶輸出に次いでいた（イーレン、1995：268）。この利益の高い労働力貿易を容易にするために一大ぎっぽに云えばその半数は女性家事労働者からなると見られている—スリランカ政府は海外で働きたい女性の移住に何の制限も設けていない（前掲：267－268）。

9 最近の永住の割合をめぐる統計を見ると、第3世界からの女性は永住許可を得る手段としてFDMを利用する傾向があり、他方ヨーロッパからの女性は海外での出稼ぎ滞在とし

てこの計画を利用する傾向が出ている。したがってフィリピンやカリブ海諸国からのF D M応募者はそれぞれ、89%と70%の割合で入国し、他方イギリスとその他のヨーロッパ諸国からの応募者はそれぞれ、大体50%と30%となっている。カナダ雇用と移民“統計から見た外国籍家事労働者の動きの概略と予測：要約”，オタワ，1990年11月，7，表4。

- 10 1992年4月に外国籍家事労働者政策に変更があり、住み込み介護者計画として改めてまとめられたが、家事労働者の権利を主張するグループから嵐のような抗議を受けた。L C Pは現にカナダで雇用されている家事労働者の出身地たる主な第3世界地域から入ってくる乳母の数を激減させようとする政策と大方、見られていた。先のグループや法律の助言者たちは、付け加えられた教育や研修要件を満たすことのできない、第3世界からの多くの家事労働者を不適格者とする限り、L C P政策が人種差別的である、と主張した（カナダ女性の地位諮問協議会：1992年2月1日）。これらのグループが抱いていた恐れが最近の統計で現実のものとなっており、フィリピンからL C Pで入国する人の割合が依然高い一方で、L C Pで入国する家事労働者総数は激減していることが明らかになった。
- 11 1995年6月シンガポールでは家事労働者として働きたいふりをしていた私に、ある就職紹介業者が“外国人メイドの比較”という一枚のチャートを手渡してくれた。このチャートは以前、ストレートタイムズに掲載されており、4ヶ国のグループ、すなわちフィリピン、インドネシア、スリランカおよびミャンマー人メイドのグループの給料、休日や特徴の違いを示していた。それによると、フィリピン人は月4日休みがあり、次のような言葉でその特徴が述べてあった：“英語を話す、子どもの面倒見がいい、のみこみがはやいが、時としてしつけるのが困難”。対照的に、“スリランカ人”は“大抵休日なし”で、特徴として“英語を話さない、のみこみが遅い”ことを挙げていた。トロントの認可されている家事労働者紹介業界に関する私たちの調査では、それは雇用者と被雇用者間の組み合わせを容易にする、ネガティブな固定観念が同じようにまかり通っているビジネスであることが分かった（ベイカンおよびスタ t シウリス，1995）。
- 12 香港のある家事労働者雇用者協会の副会長は、その雇用者協会では中国本土から家事労働者の移住を開始するためにロビーイングをしていると述べた。香港へ新しい住民が殺到する恐れをなくすために、彼は政府が中国人移住労働者に最長6年間、香港で働くことを認め、それにより香港で7年経過後永住権を出す現行の出入国規則を骨抜きにするよう提案している（インタビュー，1995年6月）。
- 13 こうして香港では家事労働者雇用者協会が雇用終了日より2週間だけ家事労働者に滞在

を認める“2週間規則”立法化のきっかけとなった。カナダではカナダ在宅介護連合－主として認可を受けている家事労働者紹介業者の集まり－が最近の住み込み介護者改革では最も影響力にあるロビーグループである。

- 14 OWWAのシンガポール案内書では、シンガポールで家事労働者とし働きたい人に雇用者の虐待に備えるよう警告し、家事労働者に適応の責任を求めている：“メイドたちはその雇用者による虐待を訴えている。虐待には暴行、賃金未払い、不法雇用、長時間労働などがある…非常に適応を余儀なくされることを認識して下さい…多少は雇用者があなたに適応するだろうと期待するのはもっともですが、適応の大部分はあなたの責任です。いずれにしても、他国で働くわけですから”（斜体は著者による）。
- 15 1992年だけでOWWAは困っている30,000人以上の労働者を本国へ戻した（フォーマン、1994：54）。この種の援助は湾岸戦争中には重要だった。
- 16 フォーマン（1994：54－55）によれば、OWWAのもっともうまく影響力を発揮したのは生活研修援助計画で、参加者がちょっとした仕事を始める際に研修や貸付を行なったり、海外からの労働者に貸付を行ったものであった。
- 17 フォーマン（1994：54、fin. 161）によれば、OWWA福祉センターは香港、シンガポール、東京、ブルネイ、ロウ、ミラノ、アテネ、マドリッド、リヤド、ジッダ（サウジアラビア西部）、オマーン、クウェート、アブダビ、ドバイ、バーレインおよびトリポリに設けられている。
- 18 このため、サウジアラビア、アラブ首長国連邦やクウェートのような国では一般に労働権が最低限であり、海外からの家事労働者は国際水準から判断すると、搾取や虐待される危険性が最も高いところである。労働権が一般的にもっと広範なところでは、カナダの文脈から考えて分かるように、移住労働者の条件は他の家事労働者のそれと比較すると、比較的虐待の危険性では実際低いかも知れない。それでも、移住労働者はカナダ国内の労働力条件の基準の中では事実上他のいかなる職業でも受け入れられないと思われる水準に依然として置かれている。
- 19 この“家族イデオロギー”のはっきりした事例は1980年ブリティッシュコロンビア政府執行部に一員がはっきり述べたものである。ブリティッシュコロンビア最低賃金法から住み込み家事労働者を除外するのを合理化しようとしたのである。
：“家事労働者が家庭に入り込む必要があることを忘れないで下さい。それが家事労働者が時間ときちんと出来ないひとつの理由です。家族の一員として家族の中に入ります。時

間を記録するという原則は家庭という環境ではうまく行きません”（B. C. ハンサード, p. 4173, 1980年8月22日）。1991年トロント市貿易委員会はオンタリオ州政府が家事労働者に団体交渉権を認めないよう強く求めた。理由は家庭という環境における雇用者／被雇用者の関係がきわめて個人的／主観的な関係“で、団体交渉権が家政の”私的な機能に対する政府の不当な干渉を意味しかねないということであった（ファッジによる引用、近刊予定）。

20 さらに、“歴史的には”法律の現行の枠組の根は、1900年代初頭、すなわち人権感覚が一般や立法家の間では最低限であった頃に発達していると云えよう（ジャックマン, 1990 : 292）。

21 公表されている出入国管理法や出入国取り締まり規則1978は公式の法的文書であるが、それらと異なり入管マニュアルはそれを扱う官僚向けの非公式な指示内容からなっている…マニュアルの序でははっきりと以下のように述べられている。すなわち、“ガイドライン（関連の運用覚え書きを含めて）と出入国管理法や取締規則や関連法規の間に矛盾、対立があれば、後者が優先する”（マックリン, 1992, 698-699）。

22 住み込み介護者計画に関する運用覚え書きの中で、主な変更点のひとつは新しい計画の法的な基礎になると明記されている。これにより“雇用許可申請を考慮する前に、教育、研修および言語技能に関する一定の資格を応募者が持つことを確認しようとしたものである”。

23 前掲、2。

24 前掲、4。マックリンはある面では、LCPが実際には永住許可申請者には以前より不利になったと主張している。LCPが計画応募者に対する基準と入国基準を同等のものにして、入国決定を下すべき所轄をカナダの入国管理官から海外にビザ担当官に移したためである。行政の決定を法的に見直すような法的戦略に頼ることがカナダにいる外国人家事労働者より、海外の応募者が利用できる可能性が少なくなったのである。ピントのようにカナダの他の当事者が追求した場合にはこのようではないが。また、カナダより、海外のカナダビザ担当官の場合に“官僚的な恣意、不公正さが見過ごされるという大きな類似性が見られる。将来の見通しとしては新LCPにしたがう人に不利になる結果となりかねない”。マックリン, 759, 760。

25 オードリー・マックリン(1992:697)が示唆しているように、“実際、家事労働者は移民と訪問者双方の重荷を負わされるけれども、どちらの手当も受けない”。海外からの家

事労働者は“訪問者”よりも厳しい入国基準が適用され、“移民”よりも職業上の移動には大きな拘束があり、カナダを去るにはより大きな傷を負うことになる。

- 26 移民カナダ、“住み込み介護者計画”，1992。
- 27 E I C、出入国マニュアル付録C。この協定の前のものは“雇用契約”と呼ばれていた。標題の変化は契約を実施できないようにさせるという計画的な意図を感じさせる。L C P 運用覚え書きでは雇用契約の要件を廃止し、“契約のかたちで雇用の諸条件を定めるのは雇用者と被雇用者の責任である、と明記している。C E I C”運用覚え書き（草案）：住み込み介護者計画”、1992年4月23日。出入国管理事務所が雇用希望者や応募者に配布したこの計画に関する小冊子では“契約見本”を記載している。以下で論ずるように、連邦出入国管理事務所がカナダ市民権・移民（従来はカナダ雇用・移民）の発行した協定の実施不可能な性格について主張した根拠は、労働や雇用の基準は州の管轄であるという点にある（ブレティとデイビッドソン、1992：3）。
- 28 家事労働者協会ニュースレター、W C D W A、バンクーバー、第1巻2号、1987年4月。
- 29 同第1巻16号、1988年9月。
- 30 この文章はカナダ市民権・移民が小冊子“住み込み介護者計画：雇用者と海外からの住み込み介護者用情報”に載せた“契約見本”的下部に出ている、カナダ供給・サービス大臣、1993。
- 31 マックリンはある事例を報告する—カーン対カナダ（雇用・移民大臣）（1989）（1990）
 - 1 F. C. 30, 30F. T. R. これはF D Mの住み込み要件に違反した疑いのあるトリニダード人家事労働者であるカーンさんを入国管理官が拘留して事件である。裁判所は彼女の拘留に際して入管当局が“人情味のない、不必要な”手続きに訴えたとの決定を下した。逮捕時、彼女は妊娠8ヶ月であった（マックリン、1992：723, f n. 192）。
- 32 この争いのさまざまな説明については、ベーフスキー（1980）、リーおよびモーガン（1979）、さらにマックリン（1992：734-735）を参照。
- 33 バンクーバーのカナダ移民センターR・ジャンコースキーから西海岸家事労働者協会あて1990年1月17日付け書簡；家事労働者協会ニュースレター、W C D W A、バンクーバー、第3巻8号（1990年8月）、5。
- 34 あるW C D W Aニュースレターの中で以下のことが報告されたことがある。“入管は最近、家事労働者を差別する新しいやり方を考え出している。乳母は雇用者からの手紙が必要だと云われているということである。内容は彼女がオープンビザを取得するのを雇用者

が承認している旨の記載がなければならない。〔入管が出した根拠は雇用者を守るために、乳母はオープンビザを手に入れると辞める、からである〕”。

前掲ニュースレター、第2巻7号（1988年7月），4。

35 モントリオール家事労働者協会のコーディネータであるデニス・キャロンが説明しているように、“私が関心をもつ問題のひとつはどのようにして、手続きが次々と変わるのであることである。また手続きが合法的、非合法的身分と結びつくのかと云うことである。すべてはタイミングよくどうしたらいいかを知るか、その問題になる…雇用者を代えるなら、労働許可証に雇用者名の記載のないままに働くとしたら、法的に認められない。週末、誰かの代わりに赤ちゃんの面倒を見るなら、それは非合法である…また、それで重い偏執病的になりかねない。きわめて健康に悪い状況である…しかし、女性たちが何が合法的なのか、それを理解していることを確認しなければならない”。デニス・キャロンとの面談から。モントリオール家事労働者協会、1993年8月11日。

36 外国籍家事労働者は住まいを失う危険を犯さずには効果的なストライキ行動に打って出ることは不可能である。同様に、もし雇用者が被雇用者を閉め出すことができるとしたら、住み込み介護者は団体交渉の際に住まいを失うことになろう（ファッジ、近刊）。

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号
電話 03-3583-9322
FAX 03-3583-9321